

防災訓練（総合訓練）結果報告の概要【埋設事業部】

1. 訓練の目的

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という）」に基づき、低レベル廃棄物埋設施設における緊急事態を想定した総合訓練を通じて、個々の対策活動の対応能力の検証・向上を図るとともに、対応結果に対する課題の抽出を行う。

また、本訓練は、全事業同時発災を想定した全社原子力防災訓練として行い、全社対策本部、各事業部対策本部において、以下の共通目的の下、実施する。

- (1) 全事業同時発災における各事業部対策本部と全社対策本部との情報共有が円滑に実施できることの確認
- (2) 社外への情報提供が確実に実施できることの確認
- (3) 地域特性を踏まえ、冬期（積雪・凍結・寒さ）においても現場対策活動が確実に実施できることの確認
- (4) 対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

2. 実施日時

2015年2月23日（月）13:00～15:50（反省会含む）

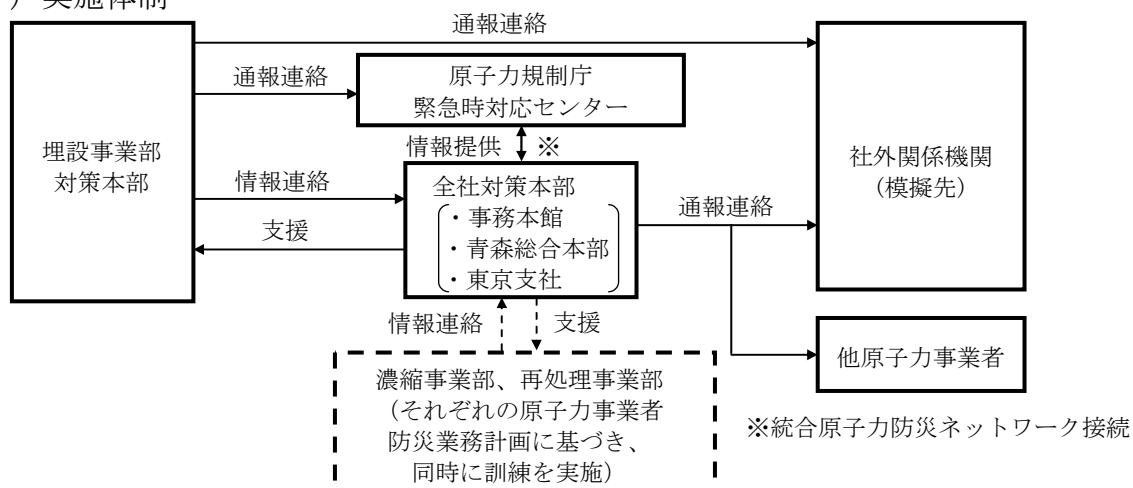
（訓練開始時 気温＝7℃、風向＝西 10m/s、積雪＝構内道路上なし）

3. 実施場所

1号廃棄物埋設地および周辺、事業部対策本部室、事務本館、東京支社および青森総合本部

4. 実施体制および評価体制

(1) 実施体制



## (2) 評価体制

事業部対策本部室および現場にモニタ係を配置し、チェックシートを用いて対策本部、各班の活動状況を評価し、改善点の抽出等を行う。

また、訓練終了後の反省会、各班での自己評価を行い、改善点の抽出等を行う。

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 救護訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 消火訓練

## 7. 訓練参加者

埋設事業部における訓練参加者は以下のとおり。

- ・当社社員 : 112名
- ・協力会社社員 : 26名

## 8. 想定事象

### (1) 事象概要

六ヶ所村内において震度7の地震が発生し、地震の影響により外部電源が喪失するとともに、1号埋設クレーン吊具から廃棄体が構内輸送車両上に落下し、廃棄体の内容物漏出および構内輸送車両付近での火災が発生する。

また、地震の影響により、1号廃棄物埋設地において負傷者が発生する。

その後、火災の勢いがおさまらず、廃棄体の内容物漏出および火災の延焼が継続し、発災現場付近の放射線量が上昇する。

応急処置については、発災現場の消火活動を行うとともに、火災沈静化後は、廃棄体の汚染拡大防止措置および被ばく低減措置を行う。

上記想定事象については、訓練参加者へは非提示にて訓練を実施する。

### (2) 活動体制

火災発生に伴い、非常時体制を発令し非常時対策組織を設置し、対策活動を行う。

その後、発災現場付近の放射線量の上昇に伴い、原災法第10条の通報基準に達するとして、第1次緊急時態勢を発令し、非常時対策組織から事業部対策本部へ移行し、対策活動を行う。

さらに、火災の勢いがおさまらず、発災現場付近の放射線量が上昇し続けるため、原災法第15条の通報基準に達するおそれがあるとし、第2次緊急時態勢を発令する。

最終的には、応急処置に伴う発災現場付近の放射線量の低下および公設消防（模擬者）による鎮火確認をもって、第1次緊急時態勢および第2次緊急時態勢を解除可能な状態とする。

## 9. 防災訓練の結果の概要

### (1) 通報訓練

社外関係機関への通報連絡として、火災発生時のA情報、原災法第10条通報、原災法第15条報告、原災法第25条報告をそれぞれFAX送信するとともに、通報連絡対応者により電話連絡を実施した。社内連絡については、全社対策本部、東京支社、青森総合本部と事業部連絡員やTV会議等を通じて、情報を共有した。

また、今回、試行的に統合原子力ネットワークに接続して、情報提供を行った。

### (2) 救護訓練

埋設クレーン操作員の負傷に伴い、救護活動（避難場所での負傷者の引き渡し、社内診療施設への搬送、診察・治療（模擬））を実施するとともに、全社対策本部と事業部対策本部間で情報を共有した。

### (3) モニタリング訓練

発災現場での放射線測定やモニタリングカーによる敷地周辺での放射線測定等のモニタリング活動を行った。また、モニタリング活動における放射線測定結果やモニタリングポストにおける測定値等の放射線情報について、事業部対策本部内で共有した。

### (4) 避難誘導訓練

発災現場付近の作業員および見学者・見学随行者は、当社社員（監視員）および運転管理班による退避指示に従い、低レベル廃棄物管理建屋へ一時退避し、放射線管理班による身体汚染（被服上）の有無を確認した。その後、総務班の誘導のもと、退避場所である体育館への避難を行った。

また、社員および協力会社社員を対象に、部署毎の取りまとめ者から聞き取りして安否確認を実施し、負傷者の発生状況を含め全員の安否確認が完了したことを事業部対策本部および全社対策本部に報告した。

## (5) 消火訓練

消火専門隊および第2消火班は、防火服の装着を行い、不整地走行用小型消防車および可搬式ポンプによる火災現場の放水活動（模擬）を実施した。

## 10. 訓練の評価

今回計画していた各訓練については、全般的に支障はなく活動できており、対策活動が有効に維持されていた。重点的に確認した4項目の評価結果は以下のとおりである。

### (1) 全事業同時発災における各事業部対策本部と全社対策本部との情報共有が円滑に実施できることの確認

全社対策本部へ派遣した事業部連絡員、TV会議システム等を通じて全社対策本部への報告を適宜行い、事象内容や事象進展状況について簡潔かつ的確に情報を共有することができた。

一部、現場指揮所設置場所の報告において、風上と風下を間違えたが、近くの者が間違いに気づいたため、速やかに訂正することができた。

### (2) 社外への情報提供が確実に実施できることの確認

通報文およびプレス文を作成し、事象の進展に応じた通報連絡等の対応が確実に実施できた。

なお、通報様式の記載について、一部の報告内容に事象の判断基準等の記載が不明瞭であり、どのような事象で報告するに至ったのかが即座に判別できなかった。

### (3) 地域特性を踏まえ、冬期（積雪・凍結・寒さ）においても現場対策活動が確実に実施できることの確認

屋外における現場対策活動（発災現場および敷地周辺でのモニタリング活動および消火活動、作業員・見学者・見学随行者の避難誘導、要救護者の引き渡し・搬送等）が確実に実施できることを確認できた。

なお、訓練当日は、冬期とは言い難い気象条件であったため、より厳しい条件下での訓練を行う必要がある。

### (4) 対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

事業部対策本部は、各班に対して、施設の状況、事象の進展状況等、必要な情報を報告させ、収束に向けた指示を行っていた。

各班の要員は、各自が行うべき任務を理解し、事業部対策本部の指示に基づき、対策活動を行っていた。

また、前回訓練における反省事項（改善事項）に対しては、以下のとおり改善が図られていることを確認した。

#### [改善事項1]

##### (前回訓練の改善点)

社外関係機関への通報連絡にあたっては、受け手の視点に立って対応

することが望ましいため、状況変化がない場合であっても通報間隔が空かないような工夫が必要である。

(対応結果)

原災法第15条報告以降、原災法第25条報告として、目標とする時間内で通報連絡を行うことができた。次回訓練においても、社外への通報連絡の重要性に対する意識を高めながら、通報間隔が極端に空かないよう対応していく。

[改善事項2]

(前回訓練の改善点)

事業部対策本部に入る情報について、各班の活動への影響等について確認する場面も必要となるため、事業部対策本部席には各班の代表者が詰められるようレイアウト変更等の工夫が必要である。

(対応結果)

事業部対策本部席に各班長の席を設けたことで、本部長からの確認・指示に対する事業部対策本部内での対応がタイムリーにできた。

[改善事項3]

(前回訓練の改善点)

無線機の感度不良があったため、屋外無線アンテナ設置が必要である。

(対応結果)

事業部対策本部室および低レベル廃棄物管理建屋へ無線アンテナを設置した結果、通信感度を改善することができた。

なお、今回の防災訓練までに設置できなかつたため、次回訓練の中で活用していく。

## 1.1. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において抽出された主な改善点は以下のとおりであり、これらについては、今後、改善を図っていくこととする。

- ・原災法通報様式（15条および25条）の記載について、通報様式の表紙に、通報の判断基準等の記載が不明瞭であり、どのような事象で報告するに至ったのかが即座に判別できなかつたため、記載の工夫が必要である。

## 1.2. 今後の取り組みについて

これまでの訓練実績や評価結果を踏まえ、より実効性のある訓練となるよう中期的な計画を策定し、継続的な改善を図る。

また、対策本部としての組織力、対策組織要員の習熟度の向上を図っていく。

以上